

附則

第一条 この規程は、平成九年十月一日から施行する。

第二条 平成十年九月三十日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一（第一条関係）

備考 はつ水性については、はつ水に類する用語又ははつ水性を必要とする繊維製品である旨の用語

語を用いていける場合を除き必ずしも表示することを要しない。

「田舎者」の一(第一二集)

「組成組織」とは、次の各項
一 系について、それを組成
二 物については、それを

四 二、ト生地については、それを編成している糸を組成する織維
レース生地については、それを構成している糸を組成する織維

物については、バイルを阻害する基盤

	織 維	水 分 率
綿		八・五パーセント
毛		一五・〇パーセント
絹及び麻		一一・〇パーセント
ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維		一一・〇パーセント
アセテート繊維 もとの 水酸基の九二パーセント以上が酢酸化されている		三・五パーセント
ナイロン繊維	その他のもの 溶解法により製造したもの	六・五パーセント
ナイロン	その他のもの 溶解法により製造したもの	五・〇パーセント
アラミド		五・〇パーセント
ビニロン繊維		七・〇パーセント
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維及びポリ塩化ビニル系合成繊維		五・〇パーセント
ポリエステル系合成繊維		〇・〇パーセント
ボリアクリルニトリル系合成繊維		〇・四パーセント
ポリエチレン系合成繊維及びポリ塩化ビニル系合成繊維		二・〇パーセント
ボリウレタン系合成繊維		〇・〇パーセント
ポリクラール繊維		一・〇パーセント
ガラス繊維		三・〇パーセント
炭素繊維		〇・〇パーセント

金属織維

羽毛	○・〇パーセント
その他の織維	一一・〇パーセント
天然織維	一一・〇パーセント
人造織維	一〇・〇パーセント
セルロース系織維	一〇・〇パーセント
その他のもの	一〇・〇パーセント

別表第三（第五条関係）

- 一 鞄下
二 ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント
三 手袋

四 ケミカルレース生地及び表生地にケミカルレース生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

五 レース生地（地組織を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び表生地にレース生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分

六 衣料品等（手工レース製品に限る。）
く。のレース生地を使用した部分

八 ふとんがわの表地と裏地の組成織維が異なるときのふとんがわ表地

九 水着

十 帯締め及び羽織ひも

十一 和紡式の糸又は肩糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「和紡糸等生地」という。）並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十二、ネップヤーン、ステブヤーン等の変り糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「変り糸生地」という。）並びに表生地に変り糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十三 起毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十七号において「起毛生地等」という。）並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十四 組成織維の一部が麻である糸（麻以外の組成織維の全部又は一部が綿又はビスコース織維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十五 コアヤーンを使用して製造した生地にオバール加工を施したもの（以下この号及び第十七号において「オバール加工コアヤーン生地」という。）及び表生地にオバール加工コアヤーン生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十六 組織により紋様を表わした織物又はニット生地（地組織を有するものに限り、以下この号及び次号において「紋様生地」という。）及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分

十七 和紡糸等生地、変り糸生地、起毛生地等、麻混用生地、オバール加工コアヤーン生地又は絹の織維の混用率が五パーセント以上である織維製品

別表第四（第六条、第八条関係）
混用率の許容範囲は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ各号に定めるとおりとする。

O・Oパーセント

一 混用率が百パーセントある旨を表示する場合は、毛にあってはマイナス三パーセント、毛以外の織維にあってはマイナス一パーセント。ただし、紡毛式の糸及びこれを使用して製造し又は加工した織維製品に、その組成織維の混用率が百パーセントである旨を表示する場合であって、紡毛式の糸であること又は、紡毛式の糸を使用した旨を付記したとき並びに毛の混用率が百パーセントである旨を毛布に表示する場合は、マイナス五パーセント

二 記する場合は、プラス〇パーセント

三 混用率を示す数値が五の整数倍（百を除く。）である場合は、プラス・マイナス四パーセント

四 前各号に掲げる場合以外の場合は、毛又は羽毛の間にあってはプラス・マイナス五パーセント、それ以外にあってはプラス・マイナス四パーセント

別表第五（第六条関係）

毛	綿	維	指 定 用 語
羊毛	綿	ウール	WOOL
	コットン	アンゴラ	COTTON
	カシミヤ	モヘヤ	ANGORA
	カシミヤ	カシミヤ	MOHAIR
	カシミヤ	カシミヤ	ALPACA
	カシミヤ	カシミヤ	SILK

— 別

別表第六（第六条、第七条関係）
一 毛布の毛羽を構成している繊維以外の組成繊維（毛羽の部分の表示である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

二 裏毛ニット生地又は裏毛ニット生地を生地として使用している衣料品等については、裏毛の組成繊維（表である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

ロファン糸の組成繊維（金属糸、うるし糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸を使用してある旨を付記する場合に限り、これらの糸を二種類以上使用する場合は、一通頭ふり書きにてまとめて記入する）

四
ネップ若しくはスラブの部分とネップ若しくはスラブ以外の部分の組成が異なるネップヤーン
類上に「一等」と表記するとき、一等の用語を併記する。もつてすべての糸の名称を表わす用語に「一等」の用語を併記する。もつてすべての糸の名称を付記することによって、一等の用語を併記する。もつてすべての糸の名称を付記することによって、一等の用語を併記する。

及びスラブヤーン並びにこれを使用して製造し又は加工した繊維製品のネット又はスラブの組成
繊維(ネット又はスラブの組成繊維の種類及びネットヤーン若しくはスラブヤーンを使用してあ
る旨を付記する場合に限る)。

五、表生地の一部にレース生地（地組織を有するものに限る。）を使用して製造し又は加工した衣料品等のそのレース生地を使用した部分の地組織以外の組成織維（地組織である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

六 しんを使用している帯縫め及び羽織ひもについては、しんの組成繊維（しんを使用している旨を付記する場合に限る。）

一 番号 一〇七の取扱い 絵表示

二、日本工業規格JIS-O-7の2²-2の表4(ドライクリーニング)の番号四〇三の取扱い表示

日本工業規格

番号一〇七の取扱い絵表示

ガラス	ボリクラール
炭素織維	
金属織維	
ダウン	
フェザー	他の羽毛
「指定外織維」の用語に その織維の名稱を示す用語に 語又は商標を括弧を付し、 括弧内に用いることとの 括弧の名稱を示す用語に 又は商標は種類に限るで きる織維に用いることの 語又は商標を示す用語に 種類に限るで	他の羽毛

五 表生地の一部にレース生地（地組織を有するものに限る。）を使用して製造又は加工した衣料品等のそのレース生地を使用した部分の地組織以外の組成繊維（地組織である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

六 しんを使用している帯縫め及び羽織ひもについては、しんの組成繊維（しんを使用している旨を付記する場合に限る。）

別表第七（第七条の二関係）

日本工業規格

番号一〇七の取扱い絵表

二 日本工業規格JIS〇一
グ)の番号四〇三の取扱

ドライクリーニング処理